

消費税及び地方消費税の 申告書（一般用）の書き方

税務署

- この「書き方」では、令和7年10月1日以後に終了する課税期間を対象とし、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表」及び「消費税及び地方消費税の申告書第二表」と、これに添付する次の付表について、法人向けに一般的な事項を説明します。
※ 上記以外の場合は、国税庁ホームページに掲載している「過去分の手引等（消費税関係）」をご覧ください。
 - ・ 付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（R5.10.1以後終了課税期間用）
 - ・ 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（R5.10.1以後終了課税期間用）
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用せずに、消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
※ 簡易課税制度を選択している法人（基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下である場合に限ります。）は、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方」をご利用ください。
- 控除不足還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を申告書に添付する必要があります。
※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみの還付申告書）には添付する必要はありません。
- 適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」といいます。）となった事業者の方については、「2割特例」を適用することができます。
※ 「2割特例」とは、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。
2割特例を適用する場合は「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください（この手引きは、国税庁ホームページにも掲載しています。）。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは<https://www.nta.go.jp>）。

〈令和7年11月作成〉

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

《申告書の作成手順》

申告書の作成は、次の手順で行います。



◆ この「書き方」は、申告に係る課税期間に標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表1-3を用いて計算する）場合について説明しています。

旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表1-1を用いて計算します。

この場合の申告書の作成手順については、パンフレット「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方（令和2年4月）」を参考にしてください。

パンフレットや使用する付表は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

消費税の税率とインボイス制度

○ 消費税率等

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を税率ごとに区分経理した帳簿等に基づき作成する必要があります。

○ 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 酒類・外食を除く飲食料品、② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。

○ インボイス制度について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

適格請求書（インボイス）等を交付しようとする事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります*。

* インボイス発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「申請手続」をご確認ください。

なお、税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者情報（法人の場合、原則として名称、登録番号、本店又は主たる事務所の所在地及び登録年月日）が公表されます。

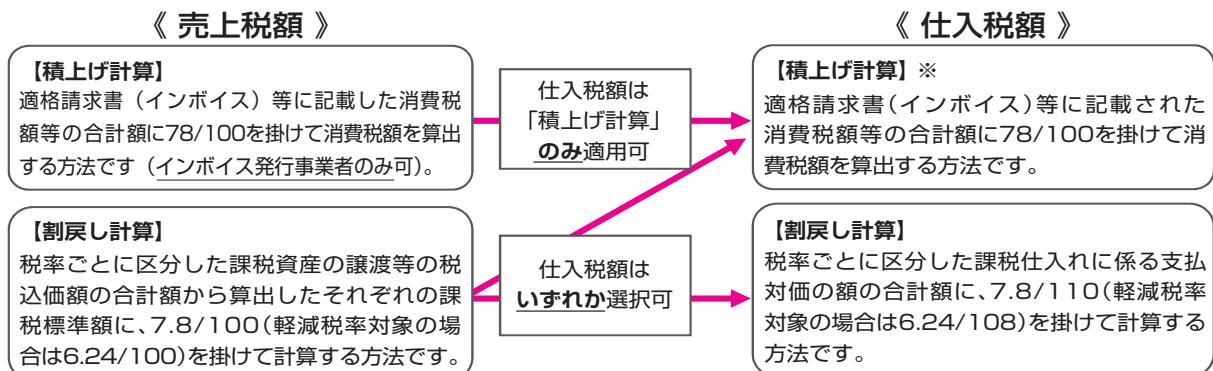
■ インボイス発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》

インボイス発行事業者は、課税事業者の求めに応じて適格請求書（インボイス）等を交付し、交付した場合にはその写しを保存しなければなりません。

■ 仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

○ 売上税額及び仕入税額の計算方法



※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等とし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

○ 帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載と保存

消費税及び地方消費税の税率は標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率ですので、事業者の方は、消費税及び地方消費税の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行なう必要があります。インボイス制度においては、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）するために、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及びインボイス発行事業者から交付を受ける適格請求書（インボイス）等の請求書等の保存が必要となります※。これらの両方が保存されていない場合は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象なりません。

※ 簡易課税制度を選択している場合や、2割特例の適用を受ける場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、帳簿及び請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

なお、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者や消費者など）からの課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

■ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書（インボイス）等の交付を受けることが困難な取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例があります。この特例については、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（インボイスQ&A）をご覧ください。

一定規模以下の事業者の事務負担の軽減措置（少額特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（少額特例）。この場合は、帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要です。

なお、「税込み1万円未満」に該当するかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）で判定しますので、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するものではありません。

○ インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は控除することができませんが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる経過措置（80%控除・50%控除）が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿に経過措置の適用を受ける旨等を記載する必要があります。

また、一のインボイス発行事業者以外の者から行うこの経過措置の対象となる課税仕入れの合計額（税込み）がその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置の適用を受けることはできません（令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用。）。

※ 仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合、この経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。

具体的には、経過措置の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110（軽減税率の対象となる場合は6.24/108）を乗じて算出した金額に、仕入税額相当額の一定割合を乗じて算出した金額が仕入税額とみなされる金額となります（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。）。

なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載事項》

適格請求書（インボイス）等の様式は、法令又は通達等で定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きであっても差し支えありません。

帳簿の記載事項	適格請求書（インボイス）等の記載事項	
	適格請求書（インボイス）	適格簡易請求書（簡易インボイス）
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④対価の額	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等※ ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率 不特定多数の者に対して販売等を行なう小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書（インボイス）に代えて交付することができます。

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書（インボイス）等につき、税率ごとに1回となります。なお、端数処理の方法は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行なうことができます。

（参考：区分記載請求書等の記載事項）

区分記載請求書等の記載事項
①請求書発行者の氏名又は名称
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した税込対価の額
⑤請求書受領者の氏名又は名称 (不特定多数の者に対して販売等を行なう小売業、飲食店業等に係る取引については、⑤の記載を省略できます。)

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

- インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）について
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方については、仕入控除税額の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とする「2割特例」を適用することができます。

2割特例は、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）がインボイス発行事業者となる場合（注1・2）に令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。

なお、令和6年10月1日以後に開始する課税期間については、課税期間の初日において恒久的施設（PE）を有しない外国法人は、2割特例を適用することはできません。

この制度について詳しく知りたい方は、「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者・法人共通）」をご覧ください（この手引きは、国税庁ホームページに掲載しております）。

（注1）課税事業者がインボイス発行事業者となった場合であっても、当該インボイス発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるなど一定の要件を満たす場合には、原則として、2割特例の適用を受けることができます。

（注2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、資本金1,000万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の適用を受けることはできません。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する相談窓口について

インボイス制度に関するご相談は、下記のインボイスコールセンターや各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。

インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、どの窓口に相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご活用ください。

インボイス制度
特設サイト



- 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問したいことをメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

チャットボットの
ご利用はこちから



税務職員ふたば

上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

※ チャットボット（消費税確定申告・インボイス制度）は、メンテナンスのため1月中は休止しています（2月上旬運用開始予定）。

- インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※ インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。

国税に関するそのほかのご質問については、下記の国税相談専用ダイヤルへお電話ください。

※ 上記専用ダイヤルをご利用になれない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください（電話相談センターにつながります。）。

- 納税者の方からの税に関する相談については「国税相談専用ダイヤル」で受け付けています。下記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください（「電話相談センター」につながります。）。

国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル） 0570 - 00 - 5901（全国一律料金）

【受付時間】8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告が必要となります（下記参照）。リバースチャージ方式による申告書の書き方については、27ページをご覧ください。

リバースチャージ方式による申告が必要な場合について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度又は2割特例が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

○ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」について

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされています。このため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

○ 「特定役務の提供」について

国外事業者が、国内において、対価を得て他の事業者に対して行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ & A等をご覧ください。



○ 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限について

国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産^{*1}又は調整対象自己建設高額資産^{*2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することになります。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。



- リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止について
令和7年4月1日から、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例については、廃止されました。
なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行ったことがある事業者は、令和12年3月31日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間（経過措置課税期間）について、引き続き延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができるなどの経過措置が設けられています。
また、経過措置課税期間の中途で延払経理をやめた場合や、経過措置課税期間が終了した場合において、未計上残高を一括計上するか10年均等計上とするかを選択可能であることなど所要の措置が講じられています。

- ◇ 作成した申告書は、提出期限内に納税地を所轄する税務署又は業務センター（注）に提出してください。
ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。
※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます（課税期間の初日において外国法人である場合を除きます（令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用。））。
※ 基準期間において免税事業者であった場合は、基準期間における課税売上高には消費税が含まれていませんので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜きの処理を行う必要はありません。
(注) 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。
なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。



- 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて
国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしています。申告書等を書面で提出（送付）する場合は、申告書等の提出用のみを提出（送付）してください。また、申告書等の控えに收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。
なお、令和7年1月以降、当面の間、「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」（業務センター名）を記載したものをお渡ししています。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」



- ◇ インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、登録の効力が失われない限り、免税事業者となります。
- ◇ 基準期間がない法人でその事業年度の開始日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（以下「新設法人」といいます。）及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。
また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当する法人（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。
基準期間がある外国法人で、その基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなします（令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用。）。

この外国法人が、新設法人又は特定新規設立法人の要件を満たす場合には、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務は免除されません。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における（イ）課税売上高が5億円を超えていていること又は（ロ）売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が国外におけるものも含め50億円を超えていていること（（ロ）の要件は令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用。）。

※ 次の①又は②の課税期間中に調整対象固定資産（購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合、その課税期間の初日から原則として3年間は、新設法人及び特定新規設立法人については納税義務が免除されず、課税事業者を選択した法人については免税事業者となることができませんので、確定申告書を提出する必要があります。

また、この間は簡易課税制度又は2割特例を適用することもできません。

- ① 新設法人及び特定新規設立法人については、基準期間がない各課税期間中
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した法人については、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中

◆ 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例

- ① 事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産（又は自己建設高額特定資産）の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日）の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日（又は当該建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、その高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

（注）自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

- ② 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

- ③ 事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は、納税義務が免除されません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

（注）令和6年4月1日以後に行う金又は白金の地金等の課税仕入れ等から適用されます。

◆ 課税期間の初日において恒久的施設（PE）を有しない外国法人は、簡易課税制度及び2割特例（5ページ参照）の適用を受けることはできません（令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用。）。

◆ 免税事業者に該当する法人が、確定申告書を提出して還付を受けようとする場合には、原則、還付を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますのでご注意ください。

納付の期限・納付方法

○ 納付の期限

申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

なお、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課される場合があります。

期限内納付のため、納税資金の積立て等の事前のご準備をお願いいたします。

なお、納税資金の積み立てにはダイレクト納付による予納が便利です。

詳しくは国税庁ホームページ「2.計画的な納税（資金の積立て）を検討されている方」をご覧ください。



○ 納付方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、手続を行ってください。

オフィス等からPC等でいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「**キャッシュレス納付**」が大変便利です。

納付手続の詳細は、国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」をご覧ください。



△ ご注意ください！

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

納付書をご希望の方は、所轄の税務署へお問い合わせください。

○ キャッシュレス納付

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。ダイレクト納付の利用には、初回のみ事前にダイレクト納付利用届出書を提出する必要があります。

(注) 「ダイレクト納付利用届出書」を提出しただけでは、納付は完了していません。後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されますので、納付を行う場合は、メッセージが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。

ダイレクト納付利用届出書を提出してから、利用可能となるまで1か月程度かかります。

② インターネットバンキングやATMを利用した電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法です。

③ クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。

(注) 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

④ スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。

(注) 納税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

事前にスマホ決済アプリの残高のチャージが必要です。

納付が遅れた場合

○ 納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合は、原則として法定納期限の翌日から納付日までの日数に応じて計算した延滞税を併せて納付しなければなりません。

なお、滞納となった場合には、法律に基づき督促状が送付されるほか、財産差押え等の滞納処分を受ける場合がありますので、ご注意ください。

(注1) 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

(注2) 納期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 法人に係る消費税の申告期限の特例について

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限が1月延長されます。

(注) この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

○ e-Taxの義務化について

一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

1 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。） なお、通算法人は、事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。

○ e-Taxの利用について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる法人以外の方もe-Taxを是非ご利用ください。

○ 還付申告を提出される方へ

国税の還付金が発生し、口座振込を希望する場合には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しています。

e-Taxを利用して還付申告を提出した方は、希望により「国税還付金振込通知書」の送付に代えて、e-Taxメインメニューの「通知書等」から通知の内容を確認することができます。

書面での保存が不要となるなどのメリットがありますので、是非ご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。



«売上税額及び仕入税額の計算について、割戻し計算を適用する場合»

※ 売上税額及び仕入税額の計算について積上げ計算を適用する場合の申告書の記載方法は27ページをご覧ください。

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率であるため、課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

※ インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

設 例

株式会社国税商事の当課税期間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、株式会社国税商事はインボイス発行事業者であり、売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算を適用しています。

また、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引はありません。

(単位：円)

項 目	税率 6.24 % 適 用 分	税率 7.8 % 適 用 分	合 計 額
1 売上高			
(1) 課税売上高（税込み）	203,878,000	135,400,000	339,278,000
(2) 免税売上高	—	—	11,000,000
(3) 非課税売上高	—	—	7,000,000
2 売上対価の返還等の金額 (課税売上げに係るもの（税込み）)	4,521,120	4,400,005	8,921,125
3 課税仕入れの金額（税込み）			
(1) インボイス発行事業者からの課税仕入れの金額	98,628,000	72,730,000	171,358,000
(2) インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの金額	21,600,000	22,000,000	43,600,000
4 仕入対価の返還等の金額（税込み）			
(1) 3(1)に係るもの	6,410,000	3,700,000	10,110,000
(2) 3(2)に係るもの	2,160,000	2,200,000	4,360,000
5 貸倒処理した金額（税込み）	—	1,230,000	1,230,000
6 中間納付消費税額	—	—	5,460,300
7 中間納付地方消費税額	—	—	1,540,000

(注1) 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

(注2) 3(2)について、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当せず、経過措置（80%控除）の適用要件を満たしています。（経過措置（80%控除）については、3ページをご覧ください。）。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-3①～②欄の作成）

■ 1 「課税資産の譲渡等の対価の額①- 1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分 A

$$203,878,000 \text{ 円} (\text{課税売上高 (税込み)}) \times \frac{100}{108} = \underline{\underline{188,775,925 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$135,400,000 \text{ 円} (\text{課税売上高 (税込み)}) \times \frac{100}{110} = \underline{\underline{123,090,909 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$188,775,925 \text{ 円} + 123,090,909 \text{ 円} = \underline{\underline{311,866,834 \text{ 円}}}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

■ 2 「課税標準額①」欄

■ 1 で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分 A

$$188,775,925 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{188,775,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨て)}}$$

税率7.8%適用分 B

$$123,090,909 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{123,090,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨て)}}$$

合計 C

$$188,775,000 \text{ 円} + 123,090,000 \text{ 円} = \underline{\underline{311,865,000 \text{ 円}}}$$

■ 3 「消費税額②」欄

■ 2 で算出した課税標準額に 6.24%又は 7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分 A

$$188,775,000 \text{ 円} \times 6.24\% = \underline{\underline{11,779,560 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$123,090,000 \text{ 円} \times 7.8\% = \underline{\underline{9,601,020 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$11,779,560 \text{ 円} + 9,601,020 \text{ 円} = \underline{\underline{21,380,580 \text{ 円}}}$$

III 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-3の作成）

■ 1 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分 A

$$203,878,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} - 4,521,120 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = \underline{\underline{184,589,703 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$135,400,000 \text{ 円} \times \frac{100}{110} - 4,400,005 \text{ 円} \times \frac{100}{110} = \underline{\underline{119,090,905 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$184,589,703 \text{ 円} + 119,090,905 \text{ 円} = \underline{\underline{303,680,608 \text{ 円}}}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税売上額（税抜き）を計算します。

■ 2 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を②欄に記載します。

設例の場合は、免税売上高 11,000,000 円 を記載します。

(注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。

■ 3 「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④」欄

$$303,680,608 \text{ 円} + 11,000,000 \text{ 円} = \underline{\underline{314,680,608 \text{ 円}}}$$

■ 4 「課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）⑤」欄

$$\underline{\underline{314,680,608 \text{ 円}}}$$

■ 5 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で、**課税売上割合の分母に算入すべき金額**を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高 7,000,000 円 を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものをおきます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 6 「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦」欄

$$314,680,608 \text{ 円} + 7,000,000 \text{ 円} = \underline{\underline{321,680,608 \text{ 円}}}$$

■ 7 「課税売上割合（④／⑦）⑧」欄

$$303,680,608 \text{ 円} (\text{課税売上額（税抜き)}) + 11,000,000 \text{ 円} (\text{免税売上額})$$

$$303,680,608 \text{ 円} (\text{課税売上額（税抜き)}) + 11,000,000 \text{ 円} (\text{免税売上額}) + 7,000,000 \text{ 円} (\text{非課税売上額})$$

$$= \frac{314,680,608 \text{ 円} (\text{④欄})}{321,680,608 \text{ 円} (\text{⑦欄})} = 97.823928509\cdots \% \geq 95\%$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

設例の場合は、97%を記載します。

■ 8 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

$$98,628,000 \text{ 円} - 6,410,000 \text{ 円} = \underline{\underline{92,218,000 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$72,730,000 \text{ 円} - 3,700,000 \text{ 円} = \underline{\underline{69,030,000 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$92,218,000 \text{ 円} + 69,030,000 \text{ 円} = \underline{\underline{161,248,000 \text{ 円}}}$$

(注 1) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

(注 2) 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受けた場合、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象となりませんので、その課税仕入れ等の支払対価の額（税込み）は含めずに記載します。

■ 9 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\left(\begin{array}{l} \boxed{\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の}} \\ \text{返還等の金額を控除する前の税込金額}} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \boxed{\text{仕入対価の返還等}} \\ \text{の金額（税込み）} \end{array} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \end{math}^{(注)}$$

(注) 仕入れに係る対価の返還等につき適格返還請求書の交付を受けている場合には、仕入対価の返還等に係る税額は当該適格返還請求書に記載された消費税額等に78/100を乗じて算出した金額とすることもできます。

(設例の場合)

税率6.24%適用分 A

$$98,628,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} - 6,410,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = \underline{\underline{5,328,151 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$72,730,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} - 3,700,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = \underline{\underline{4,894,855 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$5,328,151 \text{ 円} + 4,894,855 \text{ 円} = \underline{\underline{10,223,006 \text{ 円}}}$$

(注 1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑯」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注 2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑯」欄に記載します。

■10 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑪」欄

課税期間中のインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

$$21,600,000 \text{ 円} - 2,160,000 \text{ 円} = \underline{\underline{19,440,000 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$22,000,000 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円} = \underline{\underline{19,800,000 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$19,440,000 \text{ 円} + 19,800,000 \text{ 円} = \underline{\underline{39,240,000 \text{ 円}}}$$

■11 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」欄

税率6.24%適用分 A

$$21,600,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} - 2,160,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = 1,123,200 \text{ 円}$$

$$1,123,200 \text{ 円} \times \frac{80}{100} = \underline{\underline{898,560 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$22,000,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} - 2,200,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = 1,404,000 \text{ 円}$$

$$1,404,000 \text{ 円} \times \frac{80}{100} = \underline{\underline{1,123,200 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$898,560 \text{ 円} + 1,123,200 \text{ 円} = \underline{\underline{2,021,760 \text{ 円}}}$$

■12 「課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑪+⑭+⑮±⑯）⑰」欄

税率6.24%適用分 A

$$5,328,151 \text{ 円} + 898,560 \text{ 円} = \underline{\underline{6,226,711 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$4,894,855 \text{ 円} + 1,123,200 \text{ 円} = \underline{\underline{6,018,055 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$6,226,711 \text{ 円} + 6,018,055 \text{ 円} = \underline{\underline{12,244,766 \text{ 円}}}$$

■13 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑯」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑰～㉑」欄

❖ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑯欄の金額をそのまま⑯欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が97.823…%ですので⑯A欄の6,226,711円をそのまま⑯A欄に、⑯B欄の6,018,055円をそのまま⑯B欄に、⑯C欄の12,244,766円をそのまま⑯C欄に記載します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額（税抜き）①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額（当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）となります。

❖ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、適用する控除方式に応じて記載します。

(1) **個別対応方式の場合**は、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑯欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑰欄に記載し、⑰欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(2) **一括比例配分方式の場合**は、⑰欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

■14 「差引・控除対象仕入税額㉒」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉒欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉓」欄に記載します。

税率6.24%適用分 A

6,226,711 円

税率7.8%適用分 B

6,018,055 円

合計 C

12,244,766 円

■15 「貸倒回収に係る消費税額㉔」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付（還付）税額の計算（付表1-3③～⑬欄の作成）

■ 1 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の⑦A欄と⑧A欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の⑦B欄と⑧B欄の合計金額を記載します。

■ 2 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の⑩A欄の金額 6,226,711円を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の⑩B欄の金額 6,018,055円を記載します。

合計 C

6,226,711円 + 6,018,055円 = 12,244,766円

■ 3 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.24%適用分 A

4,521,120円（売上対価の返還等の金額（税込み）） $\times \frac{6.24}{108} = 261,220\text{円}$

税率7.8%適用分 B

4,400,005円（売上対価の返還等の金額（税込み）） $\times \frac{7.8}{110} = 312,000\text{円}$

合計 C

261,220円 + 312,000円 = 573,220円

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 4 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分 A

■ 3の金額 261,220円を記載します。

税率7.8%適用分 B

■ 3の金額 312,000円を記載します。

合計 C

261,220円 + 312,000円 = 573,220円

■ 5 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率7.8%適用分 B

1,230,000円（貸倒れ金額） $\times \frac{7.8}{110} = 87,218\text{円}$

合計 C

87,218円

■ 6 「控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦」欄

税率6.24%適用分 A

$$6,226,711 \text{ 円} + 261,220 \text{ 円} = \underline{\underline{6,487,931 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$6,018,055 \text{ 円} + 312,000 \text{ 円} + 87,218 \text{ 円} = \underline{\underline{6,417,273 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$6,487,931 \text{ 円} + 6,417,273 \text{ 円} = \underline{\underline{12,905,204 \text{ 円}}}$$

■ 7 「差引税額 (②+③-⑦) ⑨」欄

表示の計算式 (②+③-⑦) により計算した金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$21,380,580 \text{ 円} - 12,905,204 \text{ 円} = 8,475,376 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{8,475,300 \text{ 円}}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

■ 8 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑪」欄

⑨欄の金額 8,475,300 円 を記載します。

■ 9 「譲渡割額納稅額⑬」欄

⑪欄の金額に $\frac{22}{78}$ を掛けた金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$8,475,300 \text{ 円} \times \frac{22}{78} = 2,390,469 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{2,390,400 \text{ 円}}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-3、2-3の計算が終わりましたら、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目	
課 税	標 準 額	①	付表1-3 ①C欄の金額
課 税 資 産	6.24%適用分	⑤	付表1-3 ①-1A欄の金額
の 譲 渡 等	7.8%適用分	⑥	付表1-3 ①-1B欄の金額
の 対 価 の 額の合計額		⑦	付表1-3 ①-1C欄の金額
消 費 税 額		⑪	付表1-3 ②C欄の金額
⑪ の 内 訳	6.24%適用分	⑯	付表1-3 ②A欄の金額
	7.8%適用分	⑰	付表1-3 ②B欄の金額
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑯	付表1-3 ⑤C欄の金額
売上 げの返還等対価に係る税額		⑯	付表1-3 ⑤-1C欄の金額
地 方 消 費 税 の 課 稅 標 準 と な る 消 費 税 額		⑯	付表1-3 ⑪欄 (プラスの場合) 又は⑩欄 (マイナスの場合) の金額
	6.24%及び7.8%適用分	⑯	付表1-3 ⑪欄 (プラスの場合) 又は⑩欄 (マイナスの場合) の金額

VI 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表の作成

■ 1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表1-3、2-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目
課 税 標 準 額	(1)		申告書第二表①欄の金額
消 費 税 額	(2)		申告書第二表⑪欄の金額
控 除 過 大 調 整 税 額	(3)		付表1-3③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	(4)	付表1-3④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	(5)	申告書第二表⑯欄の金額
	貸倒れに係る税額	(6)	付表1-3⑥C欄の金額
	控除税額小計	(7)	付表1-3⑦C欄の金額
控除不足還付税額	(8)		付表1-3⑧C欄の金額
差引税額	(9)		付表1-3⑨C欄の金額
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	(15)	付表2-3④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	(16)	付表2-3⑦欄の金額

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は5,460,300円）。

（注1）当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。

なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

（注2）納付した税額ではなく、申告した税額を記載して下さい。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

■ 2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

付表1-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(17)	付表1-3 ⑩欄の金額
	差引税額	(18)	付表1-3 ⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	(19)	付表1-3 ⑫欄の金額
	納税額	(20)	付表1-3 ⑬欄の金額

(1) 「中間納付譲渡割額⑪」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額を記載します(設例の場合は1,540,000円)。

(注1) この課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。

なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

(注2) 納付した税額ではなく、申告した税額を記載して下さい。

(2) 「納付譲渡割額⑫」欄又は「中間納付還付譲渡割額⑬」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■ 3 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑭」欄の記載

$(11 + 12) - (8 + 12 + 19 + 23)$ の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。 「△」は記載しないでください。）。

VII その他の項目の記載

■ 1 申告書第一表及び第二表の「納税地」欄等の記載

(1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

ただし、本店又は主たる事務所の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をかっこ書で記載します。

(2) 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。

なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合には、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。

(3) 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。

(4) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。

(5) 「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。

なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。

(6) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書」欄の()には「確定」と記載します。

なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

■ 2 申告書第一表の「付記事項」欄等の記載

(1) 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付すとともに、基準期間の課税売上高を記載してください。

イ 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄は、使用しないでください。

ロ 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載してください。

(2) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑥」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関等を次により記載してください。

イ 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載してください。

ロ ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。

(3) 「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■ 3 申告書第一表の「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」欄の記載

2割特例を適用する場合は、○印を付してください。なお、2割特例については、5ページを参照してください。

■ 4 申告書第二表の「改正法附則による税額の特例計算」欄の記載

「改正法附則による税額の特例計算」欄は、使用しないでください。

○ 電子帳簿等保存制度について

帳簿書類については、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存法等の特例に関する法律）の規定に基づき、一定の要件を満たした上で電子データの形式で保存することが可能です。市販の会計ソフト等で電子帳簿保存法の要件を満たすものとして確認を受けたものには、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIIMA）の認証マークが表示されていますので、導入される際にご参考ください。

【JIIIMA認証情報リスト
(国税庁HP)】



なお、訂正・削除の履歴が残る等の一定の条件を満たす優良な電子帳簿である場合には、あらかじめ届け出ことによって過少申告加算税が軽減される制度がありますので、こちらの導入もぜひご検討ください。

(JIIIMA認証マーク例)



また、法人が、取引相手との間で、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書等の書類に相当する内容を電子データの形式でやりとりした場合には、これらの書類に相当する内容の記載された電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要がありますので、ご注意ください（電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録の保存）。

【電子帳簿等保存制度特設サイト】



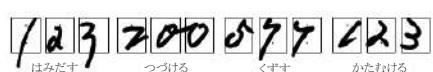
おって、これらの詳細については、国税庁ホームページ「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しているパンフレット・Q&A（一問一答）などをご確認ください。

!
「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中にていねいに記入してください。

(記入例) ○良い例



× 悪い例



○ マイナンバー制度について

平成28年1月から導入されたマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



第3-(1)号様式

令和 年 月 日 ○ 収受印		税務署長殿
納 税 地	千代田区神田錦町○-○ (電話番号 03 - 0000 - 0000)	
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクセイショウジ	
法 人 名	株式会社 国税商事	
法 人 番 号	10000000000000000000	
(フリガナ)	コクセイ カズオ	
代 表 者 氏 名	国税 一夫	

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替継続希望		
※ 所管	要否	整理番号	
申告年月日	令和 年 月 日		
申告区分	指導等	庁指定	局指定
通信日付印	確認		
年 月 日			
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3		
令和			

法人用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 令和 7年 1月 1日
至 令和 7年 2月 3日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額 ①	十兆千百十億千百十萬千百十一円 311865000	
消費税額 ②	21380580	
控除過大調整税額 ③		
控除対象仕入税額 ④	12244766	
返還等対価に係る税額 ⑤	573220	
貸倒れに係る税額 ⑥	87218	
控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)	12905204	
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)		
差引税額 ⑨ ((②+③)-⑦)	8475300	
中間納付税額 ⑩	5460300	
納付税額 ⑪ (⑨-⑩)	3015000	
中間納付還付税額 ⑫ (⑩-⑨)	00	
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬		
差引納付税額 ⑭	00	
課税売上等の対価の額 ⑮	314680608	
割合 資産の譲渡等の対価の額 ⑯	321680608	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑰	控除不足還付税額 ⑯	
差引税額 ⑱	8475300	
譲渡割額 還付額 ⑯	00	
納税額 ⑲	2390400	
中間納付譲渡割額 ⑳	1540000	
納付譲渡割額 ㉑ (㉐-㉒)	850400	
中間納付譲渡割額 ㉒ (㉓-㉔)	00	
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔		
差引納付譲渡割額 ㉕	00	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖	3865400	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	31
参考事項	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	35
	控除算税額方の法	個別対応式 一括比例分配方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/> 全額控除	
	基準期間の課税売上高	350,000 千円	
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	42	
還付融機関と等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	
	預金	口座番号	
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	
	郵便局名等		
	(個人の方) 公金受取口座の利用		
	※税務署整理欄		
税理士署名	(電話番号 - -)		
	税理士法第30条の書面提出有		
	税理士法第33条の2の書面提出有		

㉗=(㉑+㉒)-(㉖+㉘+㉙+㉚)・修正申告の場合㉗=㉖+㉘

㉘が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

* 2割特例による申告の場合、㉘欄に㉑欄の数字を記載し、
㉘欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

法人用

納 税 地	千代田区神田錦町○-○
(フリガナ)	(電話番号 03 - 0000 - 0000) カブ^ シキカ^ イシャ ヨクセ^ イショウジ^
法 人 名	株式会社 国税商事
(フリガナ)	ヨクセ^ イ カズ^ オ
代表者氏名	国税 一夫

改正法附則による税額の特例計算

軽減売上割合(10営業日) 附則38① 5

小 壳 等 輕 減 仕 入 割 合

自 令和 7 年 / 月 / 日

課税期間分の消費税及び地方 消費税の(確定)申告書

至 令和 7 年 / 2 月 3 / 日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

課 稅 標 準 額 ① 十 兆 千 百 十 標 千 百 十 万 千 百 十 一 円
 ※申告書(第一表)の①欄へ

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(②)～(③)の合計)	⑩							8	4	7	5	3	0	0	4
	4%適用分	⑪														4
	6.3%適用分	⑫														4
	6.24%及び7.8%適用分	⑬							8	4	7	5	3	0	0	4

(注1) (8)～(10)及び(19)欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満かつ特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注1) ⑧～⑩及び⑯欄は、一般課税により申告する場合で、課税完上割合が
(注2) ⑯～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課 税 期 間		領7・1・1～領7・12・31		氏名又は名称	株式会社 国税商事
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 標 準 額	①	円 188,775,000	円 123,090,000	円 311,865,000	※第二表の①欄へ
① 課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 働 の 額	① 1	※第二表の⑤欄へ 188,775,925	※第二表の⑥欄へ 123,090,909	※第二表の⑦欄へ 311,866,834	
内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 働 の 額 訳	① 2	※①～2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 斜線	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消 費 税 額	②	※第二表の⑫欄へ 11,779,560	※第二表の⑬欄へ 9,601,020	※第二表の⑪欄へ 21,380,580	
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表2-3の②・②A欄の合計金額)	(付表2-3の②・②B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表2-3の⑩A欄の金額) 6,226,711	(付表2-3の⑩B欄の金額) 6,018,055	※第一表の④欄へ 12,244,766	
返 還 等 対 働 に 係 る 税 額	⑤	261,220	312,000	573,220	※第二表の⑪欄へ
除 税 額	⑤ 1	※⑤～2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 斜線	261,220	312,000	573,220
内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 働 に 係 る 税 額 訳	⑤ 2	※⑤～2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 斜線			※第二表の⑫欄へ
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥		87,218	87,218	※第一表の⑥欄へ
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦	6,487,931	6,417,273	12,905,204	※第一表の⑦欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧				※第一表の⑧欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨			8,475,300	※第一表の⑨欄へ
地 準 方 と 消 費 税 の 課 税 標 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ
差 引 税 額 (⑨)	⑪			8,475,300	※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ
譲 渡 割 額	還 付 額 ⑫			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
	納 税 額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
				2,390,400	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		領7/1/ ~ 領7/2・3/	氏名又は名称	株式会社 国税商事
項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	184,589,703	119,090,905	303,680,608
免 税 売 上 額	②			11,000,000
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			314,680,608
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			314,680,608
非 課 税 売 上 額	⑥			7,000,000
資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			321,680,608
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[97 %]
課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑨	92,218,000	69,030,000	161,248,000
課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	⑩	5,328,151	4,894,855	10,223,006
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	19,440,000	19,800,000	39,240,000
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	898,560	1,123,200	2,021,760
特 定 課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬			※該及び⑬欄は、課税売上割合が9%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特 定 課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	⑭			(⑬B欄×7.8/100)
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮			
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯			
課 税 仕 入 に 係 る 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑪+⑫+⑯±⑰)	⑰	6,226,711	6,018,055	12,244,766
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)	⑱	6,226,711	6,018,055	12,244,766
課 5課95 税億 壳未 上満 上超 高又 がはが合 控 除 調 税 額整	個 別 対 応 方 式 のうち、課税売上げにのみ要するもの のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 に 係 る 税 額 [(⑯+(⑰×④/⑦))] 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 居 住 用 貨 貸 建 物 を 課 税 貨 貸 用 に 供 し た (讓 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉚ ㉛ ㉚	※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ	
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯+⑰又は⑲の金額)±⑰±⑲+⑳]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯+⑰又は⑲の金額)±⑰±⑲+⑳]がマイナスの時	㉖ ㉗	6,226,711 6,018,055	12,244,766
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

⑨、⑩及び⑪欄には、償引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又是第53条の適用がある場合をいいう。

⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

《売上税額及び仕入税額の計算において積上げ計算を適用する場合》

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率であるため、課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

※ インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

設 例

霞商会株式会社の当課税期間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の課税売上高等の状況は以下のとおりです。

なお、霞商会株式会社はインボイス発行事業者であり、売上税額及び仕入税額の計算については積上げ計算を適用しています。

また、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引はありません。

(単位：円)

項 目	税率 6.24 % 適 用 分	税率 7.8 % 適 用 分	合 計 額
1 売上高			
(1) 課税売上高（税込み） (適格請求書等の消費税額等積上げ合計額)	—	308,960,000 (28,086,600)	308,960,000 (28,086,600)
(2) 免税売上高			15,000,000
(3) 非課税売上高			32,000,000
2 売上対価の返還等の金額	—	—	—
3 課税仕入れの額	6,160,000	185,793,600	191,953,600
(1) 課税売上げにのみ要するもの (適格請求書等の消費税額等積上げ合計額) (帳簿等の消費税額等積上げ合計額)	—	(12,612,408) (986,180)	(12,612,408) (986,180)
(2) 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (適格請求書等の消費税額等積上げ合計額) (帳簿等の消費税額等積上げ合計額)	(456,297)	(2,755,874) (239,669)	(3,212,171) (239,669)
(3) 非課税売上げにのみ要するもの (適格請求書等の消費税額等積上げ合計額) (帳簿等の消費税額等積上げ合計額)	—	(185,856) (83,819)	(185,856) (83,819)

4 インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額 (課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額の積上げ合計額)	—	8,033,400	8,033,400
(1) 課税売上げにのみ要するもの	—	(455,520)	(455,520)
(2) 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	—	(314,308)	(314,308)
(3) 非課税売上げにのみ要するもの	—	(81,993)	(81,993)
5 特定課税仕入れの金額 (課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの)	—	2,400,000	2,400,000
6 中間納付税額	—	—	4,680,300
7 中間納付譲渡割額	—	—	1,320,000

(注1) 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

(注2) 4について、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当せず、経過措置（80%控除）の適用要件を満たしています（経過措置（80%控除）については3ページをご覧ください。）。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-3①～②欄の作成）

■ 1 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税資産の譲渡等の対価の額を次のように計算します。

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

308,960,000円 - 28,086,600円 = 280,873,400円

合計 C

0円 + 280,873,400円 = 280,873,400円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

■ 2 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①－2」欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載します。

税率 7.8%適用分 B 及び合計 C

2,400,000円

(注1) 特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税期間中の課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

(注2) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合には、減額した後の金額が①－2欄の金額となります。

■ 3 「課税標準額①」欄

①—1 欄と①—2 欄の金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

$$280,873,400 \text{ 円} + 2,400,000 \text{ 円} = 283,273,400 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{283,273,000 \text{ 円}}} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計 C

$$0 \text{ 円} + \underline{\underline{283,273,000 \text{ 円}}} = \underline{\underline{283,273,000 \text{ 円}}}$$

■ 4 「消費税額②」欄

課税標準額に係る消費税額を次のように計算します。

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

イ 適格請求書等積上げ計算分

$$28,086,600 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = 21,907,548 \text{ 円}$$

ロ 特定課税仕入れに係る支払対価の額分

$$2,400,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{100} = 187,200 \text{ 円}$$

ハ イ+ロ = 22,094,748 円

合計 C

$$0 \text{ 円} + \underline{\underline{22,094,748 \text{ 円}}} = \underline{\underline{22,094,748 \text{ 円}}}$$

III 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-3の作成）

■ 1 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1－3の①—1B欄と同じ金額を転記します。

280,873,400円

合計 C

0円 + 280,873,400円 = 280,873,400円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税売上額（税抜き）を計算します。

■ 2 「免税売上額②」欄

15,000,000円

■ 3 「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④」欄

280,873,400円 + 15,000,000円 = 295,873,400円

■ 4 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤」欄

④欄から転記します。

295,873,400円

■ 5 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高32,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものをおきます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 6 「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦」欄

295,873,400円 + 32,000,000円 = 327,873,400円

■ 7 「課税売上割合（④/⑦）⑧」欄

280,873,400円（課税売上額（税抜き））+ 15,000,000円（免税売上額）

280,873,400円（課税売上額（税抜き））+ 15,000,000円（免税売上額）+ 32,000,000円（非課税売上額）

$$= \frac{295,873,400\text{円}(\text{④欄})}{327,873,400\text{円}(\text{⑦欄})} = 90.240135\cdots\% < 95\%$$

(注1) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(注2) 課税売上割合の計算上は、課税標準となる特定課税仕入れに係る金額を考慮する必要はありません。

(注3) 課税売上割合が95%以上である場合、その課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。

設例の場合は、90%を記載します。

■ 8 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

6,160,000 円

税率7.8%適用分 B

185,793,600 円

合計 C

$6,160,000 \text{ 円} + 185,793,600 \text{ 円} = 191,953,600 \text{ 円}$

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

■ 9 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\left(\boxed{\begin{array}{l} \text{適格請求書等又は帳簿等に記載された消費} \\ \text{税額等の合計額} \end{array}} \times \frac{78}{100} \right) - \left(\boxed{\begin{array}{l} \text{仕入対価の返還等} \\ \text{の金額（税込み）} \end{array}} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right)^{(注2)}$$

(注1) 適格請求書等積上げ計算や帳簿積上げ計算の場合かつ課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額した後の積上げ計算金額を記載します。

(注2) 仕入れに係る対価の返還等につき適格返還請求書の交付を受けている場合には、仕入対価の返還等に係る税額は当該適格返還請求書に記載された消費税額等に78/100 を乗じて算出した金額とすることもできます。

(設例の場合)

税率6.24%適用分 A

適格請求書等積上げ計算分

$$456,297 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{355,911 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

イ 適格請求書等積上げ計算分

$$12,612,408 \text{ 円} + 2,755,874 \text{ 円} + 185,856 \text{ 円} = 15,554,138 \text{ 円}$$

$$15,554,138 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{12,132,227 \text{ 円}}}$$

ロ 帳簿積上げ計算分

$$986,180 \text{ 円} + 239,669 \text{ 円} + 83,819 \text{ 円} = 1,309,668 \text{ 円}$$

$$1,309,668 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{1,021,541 \text{ 円}}}$$

$$\text{ハ イ + ロ} = \underline{\underline{13,153,768 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$355,911 \text{ 円} + 13,153,768 \text{ 円} = \underline{\underline{13,509,679 \text{ 円}}}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑯」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑯」欄に記載します。

■10 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑪」欄

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

8,033,400 円

合計 C

0 円 + 8,033,400 円 = 8,033,400 円

■11 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」欄

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

455,520 円

合計 C

0 円 + 455,520 円 = 455,520 円

(注) 仕入税額について積上げ計算を適用している場合、経過措置（80%控除・50%控除）により、課税仕入れに係る消費税額とみなされる消費税額も積上げ計算により計算する必要があります（3ページ参照）。

■12 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑬」欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率7.8%適用分 B 及び合計 C

2,400,000円

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接特定課税仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記載します。

■13 「特定課税仕入れに係る消費税額⑭」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額 (特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{7.8}{100} - \text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{100}$$

(設例の場合)

税率7.8%適用分 B 及び合計 C

$$2,400,000 \times \frac{7.8}{100} = \underline{\underline{187,200}}$$

■14 「課税仕入れ等の税額の合計額⑯」欄

税率6.24%適用分 A

$$355,911 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \underline{\underline{355,911 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$13,153,768 \text{ 円} + 455,520 \text{ 円} + 187,200 \text{ 円} = \underline{\underline{13,796,488 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$355,911 \text{ 円} + 13,796,488 \text{ 円} = \underline{\underline{14,152,399 \text{ 円}}}$$

■15 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑰」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑲～㉑」欄

設例の場合、課税期間中の課税売上割合が90.240…%ですので、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては、個別対応方式を選択します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額（税抜き）①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額（当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）となります。

イ 「⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの⑲」欄

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

(イ) 適格請求書等積上げ計算分（インボイス発行事業者からの課税仕入れ）

$$12,612,408 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{9,837,678 \text{ 円}}}$$

(ロ) 帳簿積上げ計算分

$$986,180 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{769,220 \text{ 円}}}$$

(ハ) インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れ分

314,308円

(二) (イ) + (ロ) + (ハ)

$$9,837,678 \text{ 円} + 769,220 \text{ 円} + 314,308 \text{ 円} = \underline{\underline{10,921,206 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$0 \text{ 円} + 10,921,206 \text{ 円} = \underline{\underline{10,921,206 \text{ 円}}}$$

□ 「⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑰」欄

税率6.24%適用分 A

355,911 円

税率7.8%適用分 B

(イ) 特定課税仕入れに係る消費税額

187,200 円

(ロ) 適格請求書等積上げ計算分（インボイス発行事業者からの課税仕入れ）

$$2,755,874 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{2,149,581 \text{ 円}}}$$

(ハ) 帳簿積上げ計算分

$$239,669 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{\underline{186,941 \text{ 円}}}$$

(二) インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れ分

81,993 円

(ホ) (イ) + (ロ) + (ハ) + (二)

$$187,200 \text{ 円} + 2,149,581 \text{ 円} + 186,941 \text{ 円} + 81,993 \text{ 円} = \underline{\underline{2,605,715 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$355,911 \text{ 円} + 2,605,715 \text{ 円} = \underline{\underline{2,961,626 \text{ 円}}}$$

ハ 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑯」欄

税率6.24%適用分 A

$$0 \text{ 円} + (355,911 \text{ 円} \times \frac{295,873,400 \text{ 円 (④欄)}}{327,873,400 \text{ 円 (⑦欄)}}) = \underline{\underline{321,174 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$10,921,206 \text{ 円} + (2,605,715 \text{ 円} \times \frac{295,873,400 \text{ 円 (④欄)}}{327,873,400 \text{ 円 (⑦欄)}}) = \underline{\underline{13,272,606 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$321,174 \text{ 円} + 13,272,606 \text{ 円} = \underline{\underline{13,593,780 \text{ 円}}}$$

■16 「差引・控除対象仕入税額⑰」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ⑰欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額⑲」欄に記載します。

税率6.24%適用分 A

321,174 円

税率7.8%適用分 B

13,272,606 円

合計 C

$$321,174 \text{ 円} + 13,272,606 \text{ 円} = \underline{\underline{13,593,780 \text{ 円}}}$$

■17 「貸倒回収に係る消費税額⑲」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付（還付）税額の計算（付表1-3③～⑬欄の作成）

■ 1 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の⑦A欄と⑧A欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の⑦B欄と⑧B欄の合計金額を記載します。

■ 2 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の⑯A欄の金額321,174円を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の⑯B欄の金額13,272,606円を記載します。

合計 C

321,174円 + 13,272,606円 = 13,593,780円

■ 3 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 4 「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額⑤-2」欄

(注) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 5 「返還等対価に係る税額⑤」欄

■3及び■4の金額を記載します。

■ 6 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

■ 7 「控除税額小計⑦」欄

表示の計算式（④+⑤+⑥）に従って控除税額小計を計算します。

税率6.24%適用分 A

321,174円

税率7.8%適用分 B

13,272,606円

合計 C

321,174円 + 13,272,606円 = 13,593,780円

■ 8 「差引税額⑨」欄

表示の計算式 (②+③-⑦) により計算した金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$22,094,748 \text{ 円} - 13,593,780 \text{ 円} = 8,500,968 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{8,500,900 \text{ 円}}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

■ 9 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑪」欄

⑨欄の金額 8,500,900 円を記載します。

■ 10 「譲渡割額・納税額⑬」欄

⑪欄の金額に $\frac{22}{78}$ を掛けた金額の百円未満を切り捨てた金額を記載します。

$$8,500,900 \text{ 円} \times \frac{22}{78} = \underline{\underline{2,397,689 \text{ 円}}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-3及び付表2-3の作成が終わりましたら、付表1-3から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額	準額	①	付表1-3 ①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3 ①-1 A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3 ①-1 B欄の金額
		⑦	付表1-3 ①-1 C欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	付表1-3 ①-2 B欄の金額
		⑩	付表1-3 ①-2 C欄の金額
消費税額		⑪	付表1-3 ②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑯	付表1-3 ②A欄の金額
	7.8%適用分	⑰	付表1-3 ②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑯	付表1-3 ⑤C欄の金額
⑯の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑯	付表1-3 ⑤-1 C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑯	付表1-3 ⑤-2 C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑯	付表1-3 ⑪欄（プラスの場合）又は⑯欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	⑯	付表1-3 ⑪欄（プラスの場合）又は⑯欄（マイナスの場合）の金額

ここまで、作成が終りましたら、19ページ～22ページを参考に申告書第一表の各欄及び申告書第二表のその他の項目を記載してください。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 〔受印〕	税務署長殿
納 税 地	千代田区霞が関〇一〇一〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミショウカイ カブシキガイシャ
法 人 名	霞商会 株式会社
法 人 番 号	/1000000000000000
(フリガナ)	カスミ タロウ
代 表 者 氏 名	霞 太郎

自 令和 7年 1月 1日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

至 令和 7年 12月 31日

(個人の方) 振替継続希望							
※ 所管	要否	整理番号					
申告年月日	令和 年 月 日						
申告区分	指導等	庁指定	局指定				
通信日付印	確認						
年 月 日							
指導年月日					相談区分1	区分2	区分3
令和							

法人用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	① 283273000 03
消費税額	② 22094748 06
控除过大調整税額	③ 07
控除対象仕入税額	④ 13593780 08
返還等対価に係る税額	⑤ 09
税額	⑥ 10
控除税額小計	⑦ 13593780 11
控除不足還付税額	⑧ 13
差引税額	⑨ 8500900 15
中間納付税額	⑩ 4680300 16
納付税額	⑪ 3820600 17
中間納付還付税額	⑫ 00 18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額 ⑬ 19
差引納付税額	⑭ 00 20
課税売上等の対価の額	⑮ 295873400 21
割合	⑯ 327873400 22
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費額	控除不足還付税額 ⑰ 51
差引税額	⑱ 8500900 52
譲渡割額	還付額 ⑲ 53
譲渡割額	納税額 ⑳ 2397600 54
中間納付譲渡割額	⑳ 1320000 55
納付譲渡割額	⑳ 1077600 56
中間納付還付譲渡割額	⑳ 00 57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額 ㉔ 58
差引納付譲渡割額	㉔ 00 59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖ 4898200 60

付記	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> ○	<input type="radio"/> 無	31
事項	延払基準等の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> ○	<input type="radio"/> 無	32
参考事項	工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> ○	<input type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> ○	<input type="radio"/> 無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> ○	<input type="radio"/> 無	35
	控除算税方の法	<input checked="" type="radio"/> 個別対応式	<input type="radio"/> 一括比例式	<input type="radio"/> 配分方式	41
	上記以外	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 全額控除	<input type="radio"/>	
項目	基準期間の課税売上高	250,000 千円			
税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					

還付する金額	銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所
預金	口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
郵便局名等	
(個人の方) 公金受取口座の利用	
※税務署整理欄	
税理士署名	(電話番号 - -)

<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

⑯=(⑪+⑫)-(⑧+⑯+⑰+⑲+⑳).修正申告の場合⑯=⑭+⑰.

⑰が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑰欄に①欄の数字を記載し、
⑰欄×22/78から算出された金額を⑰欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

整番理号

法人用

納 税 地	千代田区霞が関〇一〇一〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミショウカイ カブシキガイシャ
法 人 名	霞商会 株式会社
(フリガナ)	カスミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52

自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方 消費税の(確定)申告書

至 令和 7 年 / 2 月 3 / 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課稅期間分

課 稅 標 準 額 ① 十兆千百十億千百十萬千百十円
※申告書(第一表)の①欄へ

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(②)～(③)の合計)	②〇	□□□□□□□□	8500900	41
	4%適用分	②①	□□□□□□□□	8500900	42
	6.3%適用分	②②	□□□□□□□□	8500900	43
	6.24%及び7.8%適用分	②③	□□□□□□□□	8500900	44

(注1) (8)～(10)及び(19)欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注1) ⑧～⑩及び⑯欄は、一般課税により申告する場合で、課税完工割合が
(注2) ⑯～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課 税 期 間		令7・1・1～令7・12・31		氏名又は名称	霞商会 株式会社
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 標 準 額		円 000 ①	円 283,273,000 ※第二表の①欄へ	円 283,273,000 ※第二表の⑦欄へ	円 283,273,000 ※第二表の①欄へ
① 課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額		円 0 ※第二表の⑤欄へ ① - 1	円 280,873,400 ※第二表の⑥欄へ	円 280,873,400 ※第二表の⑦欄へ	円 280,873,400 ※第二表の①欄へ
内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 訳		円 2,400,000 ※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ ① - 2	円 2,400,000 ※第二表の⑨欄へ	円 2,400,000 ※第二表の⑩欄へ	円 2,400,000 ※第二表の①欄へ
消 費 税 額		円 0 ※第二表の⑮欄へ ②	円 22,094,748 ※第二表の⑯欄へ	円 22,094,748 ※第二表の⑯欄へ	円 22,094,748 ※第二表の①欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額		円 (付表2-3の②・⑩A欄の合計金額) ③	円 (付表2-3の②・⑩B欄の合計金額)	円 ※第一表の③欄へ	円 ※第一表の③欄へ
控 除 税 額	控除対象仕入税額	円 321,174 (付表2-3の⑩A欄の金額) ④	円 13,272,606 (付表2-3の⑩B欄の金額)	円 13,593,780 ※第一表の④欄へ	円 13,593,780 ※第一表の④欄へ
	返還等対価税額	円 0 ⑤	円 0 ※第二表の⑪欄へ	円 0 ※第二表の⑪欄へ	円 0 ※第二表の⑪欄へ
	⑤ 内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 訳	円 0 ※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※⑤-1欄 ⑤ - 1	円 0 ※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※⑤-1欄 ⑤ - 2	円 0 ※第二表の⑫欄へ	円 0 ※第二表の⑫欄へ
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	円 0 ⑥	円 0 ※第一表の⑥欄へ	円 0 ※第一表の⑥欄へ	円 0 ※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	円 321,174 (付表2-3の⑩A欄の金額) ⑦	円 13,272,606 ※第一表の⑦欄へ	円 13,593,780 ※第一表の⑦欄へ	円 13,593,780 ※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		円 0 ⑧	円 0 ※第一表の⑧欄へ	円 0 ※第一表の⑧欄へ	円 0 ※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦)		円 0 ⑨	円 0 ※第一表の⑨欄へ	円 8,500,900 ※第一表の⑨欄へ	円 8,500,900 ※第一表の⑨欄へ
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 額	控除不足還付税額 (⑧)	円 0 ⑩	円 0 ※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	円 0 ※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	円 0 ※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ
	差引税額 (⑨)	円 0 ⑪	円 0 ※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ	円 0 ※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ	円 0 ※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ
譲 渡 割 額	還付額 ⑫	円 0 ⑫	円 0 ※第一表の⑫欄へ ※第一表の⑫欄へ	円 0 ※第一表の⑫欄へ ※第一表の⑫欄へ	円 0 ※第一表の⑫欄へ ※第一表の⑫欄へ
	納税額 ⑬	円 0 ⑬	円 0 ※第一表の⑬欄へ ※第一表の⑬欄へ	円 2,397,600 ((⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	円 2,397,600 ((⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間		御7/1~御7/23/	氏名又は名称	霞商会 株式会社	
項 目		税 率 6.24 % 適用分 A	税 率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	0	280,873,400	280,873,400	
免 税 売 上 額	②			15,000,000	
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			295,873,400 ※第一表のB欄へ	
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			295,873,400	
非 課 税 売 上 額	⑥			32,000,000	
資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			327,873,400 ※第一表のC欄へ	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[90 %] ※端数 切捨て	
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑨	6,160,000	185,793,600	191,953,600	
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	355,911	13,153,768	13,509,679	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	0	8,033,400	8,033,400	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	0	455,520	455,520	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬		2,400,000	2,400,000 ※⑪及び⑬欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭		187,200	187,200 (⑬B欄×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮				
納 税 義 务 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つ た 時 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑪+⑭+⑮±⑯)	⑰	355,911	13,796,488	14,152,399	
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)	⑯				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)	⑯				
課 5 課 95 税 億 税 % 税 個 別 対 別 対 応 方 式 壳 未 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は 合 が は 合 控 除 調 税 額 整 差 引 貸 倒 回 收 に 係 る 消 費 税 額	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	0	10,921,206	10,921,206
⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑯	355,911	2,605,715	2,961,626	
個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [(⑯+⑯)×④/(⑦)]	⑯	321,174	13,272,606	13,593,780	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/(⑦))	⑯				
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 产 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑯				
居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 貸 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 案 例 の 加 算 額	⑯				
控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯+⑯)又は⑯の金額)±⑯±⑯±⑯]がプラスの時	⑯	321,174	13,272,606	13,593,780 ※付表1-3の④A欄へ	
控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯+⑯)又は⑯の金額)±⑯±⑯±⑯]がマイナスの時	⑯			※付表1-3の④B欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑯			※付表1-3の④A欄へ	
注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 ⑯、⑯及び⑯欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。 3 ⑯及び⑯の経過措置とは、所得税法等一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。				※付表1-3の④B欄へ	